

## SIPO の告示：一部の特許料金の廃止と調整

中国国家知識産権局（「SIPO」）は2018年6月15日に、告示 No. 272 を発表した。SIPO は公衆の負担軽減と特許権保護の強化をより一層推進するため、2018年8月1日より一部の特許料金を廃止および調整する。告示の詳細を以下に示す。

1. 国内特許出願の特許登録料、公告・印刷料および変更登録料（特許代理人の変更、特許代理人の代理権の変更）、ならびにPCT（特許協力条約）特許出願（国際段階）の送付手数料は、廃止される。ただし、2018年7月31日までは、出願人は現在の規則に従いこれらの料金を支払わなければならない。
2. 2018年7月31日以前に特許年金の減額が承認された特許については、詳細な実施方法は次のとおりである。特許付与年から6年以内の特許の場合、年金減額期間は10年目まで延長される。特許付与年から7-9年以内の特許の場合、年金は引き続き翌年度から10年目まで減額される。特許付与年から10年以上の特許の場合、年金は減額されない。
3. 実体審査段階に入っている発明特許出願の場合、最初のオフィスアクションへの応答期限より前に自発的に出願を取り下げた出願人は（既に応答書が提出されている場合を除く）、実体審査料の50%の払い戻しを請求できる。

Osha Liang は引き続き、中国の特許出願手続に関する SIPO の最新の動向を見守っていく。ご質問があれば、[tso@oshaliang.com](mailto:tso@oshaliang.com) の Han-Mei Tso 宛てに、または Osha Liang のいつもの担当者にご連絡いただきたい。